

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年11月1日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	米持克彦
同	白鳥誠

5千総総第799号

令和5年10月18日

千葉市監査委員 宍倉輝雄  
同 宮原清貴 様  
同 米持克彦  
同 白鳥誠

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年度監査報告第10号、令和2年度監査報告第8号及び第10号、令和3年度監査報告第9号及び第11号並びに令和4年度監査報告第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田  
電話 4013

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>3 公の施設の指定管理者</p> <p>(1) 公益財団法人 千葉市文化振興財団</p> <p>ア 【団体】業務の再委託に係る手続を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市民会館・千葉市文化センターの管理運営に関する基本協定書によると、再委託等を行う場合には、あらかじめ文書による市の承諾を得ることが規定されている。</p> <p>しかしながら、一部の業務について、文書による市の承諾を得ることなく再委託が行われていた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>管理業務の再委託等には、基本協定書に基づき適正な手続を行われない。</p>	<p>業務の再委託に係る手続については、事務局長から職員に対し、規則に基づき適正に行うよう周知徹底を図った。</p> <p>また、令和4年度から、千葉市民会館・千葉市文化センターの管理運営に関する基本協定書に基づき適正に手続を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 財政援助団体</p> <p>(1) 千葉県青少年相談員連絡協議会</p> <p>ア 【団体】 補助金の交付申請及び実績報告に係る書類を適正に作成すべきもの</p> <p>【所管部局】 補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号)によると、補助金等交付申請書には、補助事業等の効果を記載した書類を添付しなければならないとされ、補助金等の額を確定するに当たり、市長は、実績報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するものとされている。</p> <p>しかしながら、青少年健全育成事業補助金（青少年相談員活動事業）においては、交付申請書に添付された事業計画書に、具体的な効果の記載が確認できない事例が見受けられたほか、提出された書類に記載誤りや記載漏れ等があるにもかかわらず、補助金交付団体に修正を求めることなく受理し、補助金の交付決定及び額の確定を行っていた。</p> <p>なお、補助金額に影響はなく、補助対象経費以外の経費に充当されている事例はなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>千葉県青少年相談員連絡協議会は、規則等に基づき、補助金の交付申請及び実績報告を適正に行われたい。また、所管部局においては、規則等に基づき補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行われたい。</p>	<p>【団体】</p> <p>補助金の交付申請及び実績報告に係る書類については、令和4年度から、交付申請書に添付された事業計画書に、具体的な効果を記載し、記載誤り等に留意して作成した。</p> <p>また、マニュアルを作成し、記載に関する注意事項を相談員に周知するなど、適正に作成できるよう取り組んでいる。</p> <p>【所管部局】</p> <p>補助金の交付決定及び額の確定審査については、令和4年度から、具体的な効果の記載、記載誤り等の修正について適切に指導するなど、規則に基づき行っている。</p>

### 3 公の施設の指定管理者

#### (1) ちばアートウインド運営企業体

ア【団体】再委託の事前手続を適正に行うべきもの

イ【所管部局】再委託の事前手続が適正に行われるよう指導すべきもの

##### (ア) 事案及び問題点

千葉市文化ホール等の管理に関する基本協定書によると、再委託を行う場合には、あらかじめ文書による市の承諾を得ることが規定されている。

しかしながら、一部の業務について、文書による市の承諾を得ることなく再委託が行われていた。

##### (イ) 指摘

管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者へ再委託することは認められておらず、市は、再委託される業務が認められるものであるかを予め判断する必要がある。

指定管理者は、管理業務の再委託に際し、基本協定書に基づき適正な手続を行われたい。また、所管部局においては、基本協定書に定める手続が適正に行われるよう必要な指導を行われたい。

##### 【団体】

再委託の事前手続きについては、令和4年度から基本協定書に基づき適正に行っている。

##### 【所管部局】

再委託の事前手続きについては、基本協定書に基づき適正に行うよう、令和4年3月に指定管理者に対し指導を行った。また、指定管理者からの事前手続きについて、令和4年度から適正に行われていることを確認している。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 出資団体</p> <p>(1) 社会福祉協議会</p> <p>ア 【団体】 計算関係書類を適正に作成すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>社会福祉法人会計基準によると、計算関係書類に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、社会福祉協議会の総勘定元帳等を確認したところ、PCR 検査に係る費用について、市からの補助金収入相当額を検査費用と相殺し、自己負担額のみ計上している仕訳が見受けられたことから、これに基づいて作成される計算関係書類の一部の科目の金額が総額をもって表示されていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>計算関係書類は、事業活動の状況を分かりやすく明らかに表示されたものであることが要請されており、収益や費用等の全体像を明確にするためには記載する金額は総額をもって表示する必要がある。これを実現するためには日々の正確な会計処理と会計帳簿の作成が重要であることから、これに留意し、計算関係書類を適正に作成されたい。</p>	<p>計算関係書類については、令和 4 年度から、補助金収入相当額を検査費用と相殺することなく全額計上し、科目の金額が総額をもって表示されるよう適正に作成している。</p>
<p>イ 【団体】 計算書類を適正に作成すべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>社会福祉法人の計算書類に対する注記例等については、「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」により定められている。そこで、社会福祉協議会の計算書類が同取扱いに準拠して作成されているか確認したところ、</p>	<p>計算書類については、令和 4 年度決算から「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」に基づき適正に作成している。</p>

<p>法人全体で記載する注記について以下の事例が見受けられた。</p> <p>a 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高における、建物（基本財産）に係る記載が漏れていたもの</p> <p>b 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けに関する注記が漏れていたもの</p> <p>(イ) 指摘      計算書類については、法人全体の財務状況を明らかにすることに資するものであるため、同取扱いに基づき適正に作成されたい。</p>	
<p>3 公の施設の指定管理者</p> <p>(1) 社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会</p> <p>ア 【所管部局】備品管理を適正に行うべきもの</p> <p>(ア) 事案及び問題点      千葉市社会福祉協議会が指定管理者となっている各指定管理施設の管理運営の基準によると、指定管理者が指定管理料を財源として調達した備品については市に所有権があるとされている。このため、市所管部局は指定管理者から備品を受入れ、千葉市物品会計規則に基づき備品受入登録を行い、適正な備品管理を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、市所管部局の備品明細一覧表を確認したところ備品登録が行われておらず、備品の購入について把握をしていない事例も見受けられた。</p> <p>(イ) 指摘      所管部局においては、規則等に基づき備品管理を適正に行われたい。</p>	<p>指定管理者が指定管理料を財源として調達した備品については、指定管理者から備品を受入れ、千葉市物品会計規則に基づき備品受入登録を行い、以降適正に管理している。</p>